

平成 27 年 12 月 18 日
復興庁

平成 27 年度東日本大震災復興特別会計補正予算の概要

(基本的考え方)

東日本大震災の被災地の復旧・復興を加速するとともに「原子力災害からの福島復興の加速に向けて(改訂)」(平成 27 年 6 月 12 日閣議決定)に基づき福島の早期帰還支援を推進するため、除染の加速、12 市町村内の被災事業者支援、産業・生業(なりわい)支援等を行うための所要額を平成 27 年度東日本大震災復興特別会計補正予算に計上する。

東日本大震災復興関係経費

東日本大震災からの復興の加速化 1,016 億円

本年 6 月に閣議決定した「原子力災害からの福島復興の加速に向けて(改訂)」に基づき除染を加速するとともに、産業・生業(なりわい)や生活の再建・自立に向けた取組を拡充する。

○除染の加速 783 億円

放射性物質により汚染された土壌等の除染を加速する。

○原子力災害による被災事業者の支援事業 228 億円

官民合同チームによる個別訪問結果を受け、被災事業者の事業再開等や帰還後の生活の再構築を支援する。

○産業・生業(なりわい)の再生 5 億円

風評被害等の影響を受けている観光産業および水産加工業の復興を加速させるために、

(観光産業) インバウンド対策に取り組むとともに、交流拡大に向けたモデル事業を実施する。

(水産加工業) 輸出拡大等に向けたモデル事業を実施する。

※このほか、復興債の償還等のため平成 26 年度一般会計決算剰余金の一部等の受入れがある。